

高松市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成22年8月13日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己
同 森川輝男
同 小比賀勝博

平成22年度定期監査結果報告等について

第1 市民政策部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成21年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
市民政策部	企画課 (男女共同参画推進室) (水環境対策室) 交通政策課 地域政策課 (市民協働推進室) 市民やすらぎ課 市民課 人権啓発課 (国際文化・スポーツ局) 国際文化振興課 (都市交流室) スポーツ振興課 市民文化センター 美術館美術課	平成21年度の事務の執行および財務に関する事務の執行 平成22年4月1日から同年6月7日まで

(2) 監査の方法

平成21年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 補助金の概算交付に係る事務処理を適正にすべきもの

地域政策課の盛り場における水銀灯維持管理事業補助金およびスポーツ振興課の香川オーリーブガイナース応援シャトルバス運行事業補助金は、高松市会計規則第79条第1項第3号および第2項ならびに高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているが、各補助金交付決定伺決裁には、同交付規則第9条第2項に規定する特に必要があると認める理由が記載されていないので、今後、補助金を概算払により交付する場合は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

(地域政策課、スポーツ振興課)

イ 遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、地域政策課の塩江支所消防用設備保守点検業務および防火対象物定期点検業務委託ほか5件、市民課の書類搬送設備保守管理委託、市民文化センターのプラネタリウム投映用ソフト制作業務委託ならびに美術館美術課の高松市美術館廃棄物収集運搬および処分業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。

(地域政策課，市民課，市民文化センター，美術館美術課)

ウ 補助事業に係る事務処理を適正にすべきもの

防犯灯の新設等に係る補助事業については、高松市防犯灯新設等助成金交付規程第5条では、防犯灯の新設等に係る工事完了後、速やかに防犯灯新設・切替・移設・補修工事完了届を市長に提出しなければならないと規定し、また、高松市補助金等交付規則第8条では、補助金交付申請者は、補助事業等が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならないと規定しているが、工事完了後、速やかに完了届が出されていないものや20日を超えて実績報告書が提出されているもの、実績報告書が未提出のものが見受けられたので、今後、同種の補助事業が完了したときは、適切に完了届等を提出するよう、補助金交付申請者を指導されたい。

また、同規程第6条では、工事計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならないと規定しているが、交付申請書に記載されている施工期間を延長しているにもかかわらず、あらかじめ市長の承認を受けていないものや、工事完了日に不整合が生じているものが見受けられ、適正な事務処理が行われていないので、今後、同種の補助事業において、施工期間

を延長する場合等については、適正な事務処理がなされるよう補助金交付申請者を指導されたい。

さらに、同種の補助事業において、補助金交付申請者が、交付決定通知を受ける前に工事を施工しているにもかかわらず、当該工事完了後に交付申請書の提出を受け、決裁事務処理が行われているものが見受けられたので、今後においては、同規程に基づき、適正に事務処理をされたい。

(地域政策課)

エ 歳出予算の流用に係る決裁を適正にすべきもの

高松市予算規則第15条第1項では、歳出予算の流用を必要とするときは、各部長において、歳出予算流用伺票を作成し、市長の決裁を受けるものと規定しているが、主管部局である部長の決裁を受けていないものが見受けられたので、今後、同項の規定により、適正な決裁者までの決裁を受けられたい。

(地域政策課)

オ 行政財産使用許可台帳等の作成を適正にすべきもの

高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項では、行政財産の目的外使用許可については、行政財産使用許可台帳を調整すること、また、同規則第27条第3項では、普通財産の貸付けについては、普通財産貸付台帳を調整することと規定しているが、香川支所においては、これらの台帳が調整されていないものや普通財産貸付台帳で調整すべきところ、行政財産使用許可台帳を使用して調整しているものが見受けられたので、今後は、これらの規定により適正に事務処理されたい。

(地域政策課)

カ 公有財産の取得に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市公有財産事務取扱規則第17条では、公有財産を取得した場合は、速やかに公有財産取得処分報告書を財務部長に提出するよう規定し、同規則第18条では、所管に属する公有財産について公有財産台帳を備えるよう規定しているが、平和公園内の調整池側面

フェンスについては、公有財産取得処分報告書が提出されておらず、公有財産台帳が整備されていないので、今後は、これらの規定により適正に事務処理されたい。

(市民やすらぎ課)

キ 市内出張命令の事務処理を適正にすべきもの

職員が市内出張をする場合は、高松市職員服務規程第14条第2項の規定により、事前に市内出張命令簿による決裁を受けなければならないが、委託業務等に係る検収に伴う市内出張について、市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので、今後は、同項の規定により決裁を受けられたい。

(人権啓発課)

ク 委託業務の完了および検収に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市契約事務処理要綱第83条では、契約者は、工事等が完了したときは書面により遅滞なく市長に届け出なければならないと規定しており、また、高松市契約規則第30条第2項では、検収員は契約書その他の関係書類に基づいて検収を行うことと規定しているが、平成21年度高松市同和対策団体委託事業については、完了の届出および検収がなされていないので、今後は、これらの規定により、完了届を提出するよう指導するとともに、検収調書を作成し、適正な検収事務を行われたい。

(人権啓発課)

ケ 適正な契約書を作成すべきもの

産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第4項および同法施行令第6条の2第3号の規定により、委託契約書に、委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を規定しなければならないが、高松市美術館廃棄物収集運搬および処分業務委託契約については、契約書に委託する産業廃棄物の種類を規定しているものの、数量についての条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定により適正な契約書を作成されたい。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 補助金等交付申請書に添付された収支予算書の記載について

平成21年度予算の執行方針では、補助金等交付申請書に添付する収支予算書について、より明確な区分と積算等内訳の記載について補助金交付申請者を指導することとしているが、防犯活動事業補助金交付申請書に添付されている収支予算書には、各項目に所要額は計上されているものの摘要欄に記載がなく、金額の算出根拠が明らかとなっていないものが見受けられたので、今後、同種の補助金を交付するに当たり、申請書に添付される収支予算書の積算根拠が明らかとなっていない場合は、補助金交付申請者に対して補正を求めるなどの指導を徹底し、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。

(地域政策課)

(2) 補助金の概算交付における分割交付回数の適正化について

平成21年度予算の執行方針では、補助金を概算交付する場合は、原則として、補助金額が100万円までは1回、200万円までは2回、300万円までは3回、300万円を超える場合は4回以上にそれぞれ分割交付することとしているが、高松市コミュニティ協議会連合会事業補助金および水銀灯維持管理事業補助金については、執行方針で定める回数を下回る分割交付により補助金を概算交付しているため、執行方針に基づき、適正な回数の分割交付とされたい。

(地域政策課)

(3) 補助金等交付申請書および実績報告書について

楠墓地管理委員会の補助金等交付申請書に添付されている収支予算書には、各項目に所要額は記載されているものの金額の算出根拠が明らかとなっていないもの、補助事業等実績報告書には、事業内容の一部が確認できないものが見受けられたので、今後は、補助金等交付申請書に添付される収支予算書については、補助対象事業費の積算内容

を明らかにするとともに、補助事業等実績報告書については、写真の提出を求めるなど、事業内容の確認ができる資料を添付するよう補助金交付申請者を指導されたい。

(市民やすらぎ課)

(4) 業務委託に係る契約事務について

模写電送機器保守点検業務委託契約については、本庁ほか26か所と塩江支所ほか7か所に分けて契約を締結しているが、履行場所および機種が異なるものの、契約業者、契約期間および業務内容が極めて共通性の高いものであることから、今後においては、より効率的な事務処理を行うためにも、これらの業務を一本化して契約することを検討されたい。

(市民課)

(5) プロポーザル方式契約のあり方について

プラネタリウム投映用ソフト制作業務委託では、委託業者を企画コンペにより選定しているが、同業務委託に係る選定委員会設置要領に基づき、その選定委員会の委員が、市の職員のみで構成されていることから、業者選定の公平性・透明性・客観性の向上が図られるよう、選定委員のあり方について、関係要領等の見直しを検討されたい。

(市民文化センター)

(6) 同一時期の工事発注のあり方について

市民文化センター冷水ポンプの1次ポンプおよび2次ポンプの分解修繕工事については、機能低下の改善と経年劣化防止を理由として、同一時期に同一業者に別々に発注しているが、関連する工事については、経費節減や事務の簡素化・効率化の観点から、一括して契約依頼を行うなど、効率的な契約事務の執行に努められたい。

(市民文化センター)

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 市内出張命令の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

職員が市内出張をする場合は、高松市職員服務規程第14条第2項により事前に市内出張命令簿による決裁を受けなければならないが、平成20年度高松港清港事業補助金に係る実地検査について、市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので、今後は同項の規定により決裁を受けられたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年4月6日）

指摘のあった市内出張命令については、実地検査時に市内出張命令簿による事前決裁を受けていなかったため、平成21年11月から、市内出張命令簿による事前決裁を受け、検収調書の決裁時に市内出張命令簿の写しを添付して確認できるようにした。

（都市整備部河港課）

2 土地区画整理清算金分納許可を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

土地区画整理事業に伴う清算金については、市が2万円以上の徴収を行う場合、高松広域都市計画事業太田第2土地区画整理事業施行条例および同条例施行規則に基づき、納付義務者の申請による分納が認められているが、平成21年3月27日付けで行った分納許可の中に、納付義務者が分納回数を誤って申請しているにもかかわらず、訂正することなく申請どおりの許可を行っているものが見受けられたので、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年4月6日）

土地区画整理清算金分納許可については、平成21年11月19日付けで分納許可更正通知書を当該納付義務者に通知し、分納回数および徴収金額を更正した。

（都市整備部都市計画課土地区画整理室）

3 普通財産貸付台帳を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

普通財産を貸し付けた場合には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第3項の規定により、普通財産貸付台帳を調整しなければな

らないが、解体用足場用地として貸し付けている普通財産については、普通財産貸付台帳を調整していないので、今後は、同項の規定により、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年4月7日）

普通財産の貸付については、高松市公有財産事務取扱規則第27条第3項の規定により、平成22年度分から普通財産貸付台帳の調整を行った。

（都市整備部まちなか再生課）

4 市内出張命令の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

職員が市内出張をする場合は、高松市職員服務規程第14条第2項により事前に市内出張命令簿による決裁を受けなければならないが、平成20年度の市内出張命令簿の中に所属長の押印のないものが見受けられたので、今後は同項の規定により決裁を受けられたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年4月7日）

指摘のあった市内出張命令については、庁外勤務者安全確認票により、事前の決裁を受けていたが、市内出張命令簿による事前決裁を忘れていたため、平成21年12月から、市内出張命令簿による事前決裁を必ず受けるよう指導を徹底した。

（都市整備部建築課）

5 特定の随意契約に係る公表をすべきもの

(1) 改善を要する事項

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、平成20年度東部下水処理場内清掃除草業務ほか8件の社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同様の契約を締結する場合には、適正に事

務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年4月14日）

特定の随意契約に係る公表については、平成21年度分から地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結した社団法人高松市シルバー人材センターとの契約締結の状況を、下水道施設課ホームページに掲載し公表した。

（都市整備部下水道施設課）

6 支出負担行為伺の財政審査を適正に受けるべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市水道局事務決裁規程第5条および別表第1の備考第9項では、支出負担行為伺の決裁を受ける場合は財務管理課長の審査を受けるものと規定しているが、平成21年5月分給料や同6月分諸手当に係る支出負担行為伺の決裁では、同課長の審査に係る決裁印が押印されておらず、審査がなされているかを客観的に確認できない状態となっていたので、今後においては、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年4月26日）

支出負担行為伺の財政審査については、平成22年4月1日以降、高松市水道局事務決裁規程に基づき、正確に決裁を受けるなど適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底を図った。

（水道局経営企画課）

7 適正な補助金等交付指令書を使用すべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金等を概算交付する場合には、高松市補助金等交付規則第9条第2項に基づき補助金等交付指令書（様式第11号）によって申請者に通知しなければならないが、概算払により支出している平成19年度高松市環境美化都市推進会議補助金については、異なる様式の補助金等交付指令書により通知しているので、今後、概算払で同様の補助金を交付する場合には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年5月6日）

概算払により支出している高松市環境美化都市推進会議補助金につ

いて、平成21年度より、高松市補助金等交付規則第9条第2項に基づき補助金等交付指令書（様式第11号）により申請者に通知した。

（環境部環境保全推進課）

8 業務委託の監督員任命手続を適正にすべきもの

（1）改善を要する事項

西部ポンプ場外各ポンプ場管理業務委託については、契約書および仕様書に監督業務を規定しているにもかかわらず、監督員の任命がされていないので、今後は、執行伺決裁で監督員を定めるなど任命手続を適正に行われたい。

（2）措置された内容（措置通知日 平成22年5月12日）

業務委託の監督員任命手続については、平成22年4月1日付で委託契約を締結した香西新開ポンプ場管理業務委託において、執行伺時に監督員の選任を行い、契約締結後に業務監督員の選任通知を行った。

（都市整備部下水道施設課）

9 業務委託の契約手続を適正にすべきもの

（1）改善を要する事項

平成20年度栽培漁業推進業務委託および平成20年度重要稚仔放流業務委託に係る見積徴取通知書では、「見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって決定金額とする」と通知しているにもかかわらず、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算しないまま契約を締結しており、事務処理上、適正性に疑義を生じかねないので、今後、同種の契約事務を執行するときは、見積徴取通知書および見積書の整合性を図るため、業者に対し、見積金額に係る消費税および地方消費税の取扱いを明確に示すなど、見積内容の周知徹底を行い、見積徴取手続が適正なものとなるよう事務処理方法を見直されたい。

（2）措置された内容（措置通知日 平成22年5月12日）

業務委託の契約手続を適正にすべきものについては、指摘のとおり平成21年10月29日付けの見積徴取通知書から消費税について明

記し，予定価格についても未記入とした。

(産業経済部農林水産課)

10 業務委託契約書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第21条第1項第1号別表第6号に掲げる額を超える業務委託契約を締結する場合には，同規則第20条第1項の規定により，契約書を作成しなければならないが，由良町27号線物件調査業務委託は，50万円を超える契約であるにもかかわらず，契約書の作成を省略し，請書により契約を締結しているので，今後，同種の契約を締結しようとする場合には，同項の規定により契約書を作成されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年5月26日）

業務委託契約書については，高松市契約規則第20条第1項の規定に基づく事務処理に改めた。

(都市整備部道路課)

11 行政財産の目的外使用許可および普通財産の貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

行政財産の目的外使用許可および普通財産の貸付けに際し，申請者から提出させる行政財産使用許可申請書および普通財産借受願に連帯保証人の連署をさせない場合は，高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書および第27条第2項の規定により，必要がないと認める理由を伺決裁に記載しなければならないが，連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず，理由を記載していないものが見受けられたので，今後，同種の決裁を受ける場合は，これらの事項を決裁に明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年6月8日）

行政財産の目的外使用許可および普通財産の貸付けに係る事務処理を適正にすべきものについて，行政財産使用許可および普通財産借受の申請に当たっては，対象となるすべての貸付物件で，高松市公有財

産事務取扱規則を遵守し、連帯保証人を立てさせることとした。

なお、申請者が同規則第26条第2項ただし書および第27条第2項の規定に該当するなど、連帯保証人を立てさせる必要がないと認めるときは、その理由を決裁に記載することとした。

(水道局財務管理課)

12 適正な仕様書を添付すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、平成20年度如意輪寺公園除草業務委託の見積徴取伺決裁には、業務内容とは異なる工事請負に係る仕様書が添付されているので、今後は、業務内容に即した適正な仕様書を添付されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成22年6月22日)

業務委託を実施する際は、業務の内容を十分に把握し、適切な仕様書の添付を行うよう、周知徹底を図った。

(都市整備部公園緑地課)

13 費用弁償に係る決裁を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

スクールガード・リーダーの派遣および年間の費用弁償に係る事務処理については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1執行伺の表第8項の規定により、当該執行伺の専決者(副市長)までの決裁を受けなければならないが、教育長決裁により事務処理されているので、今後は、これらの規定により、正当な決裁者までの決裁を受けられたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成22年6月22日)

スクールガード・リーダーの派遣および年間の費用弁償に係る執行伺決裁については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1執行伺の表第8項の規定に基づき、適正に事務処理を行うこととした。

(教育部生涯学習課少年育成センター)

14 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、高松市立小中学校教職員および幼稚園非常勤講師健康診断（一般検診、胸部X線撮影）業務委託契約の支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年7月23日）

高松市立小中学校教職員および幼稚園非常勤講師健康診断（一般検診、胸部X線撮影）業務委託契約の支出負担行為決裁の取扱いについては、平成22年度から高松市契約規則第18条第2項、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知に基づき、仕様書を作成の上添付することとし、委託料の積算基礎となる業務内容を明確にした。

（教育部保健体育課）

15 業務委託契約に伴う個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市立小中学校教職員健康診断（胃検診）業務委託の契約内容には、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、その契約書には、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年7月23日）

高松市立小中学校教職員健康診断（胃検診）業務委託契約の締結決裁については、平成22年度から「個人情報を取扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、契約条項を個人情報が適正に取り扱われるように改正し、明記した。

（教育部保健体育課）

第3 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 報償費に関する事務の執行について

（1）意見を付した事項

「高松市自治基本条例を考える市民フォーラム」の開催に伴い、外部から講師を招聘し、謝礼金を支出しているが、執行伺決裁上では、その積算根拠が明らかにされておらず、講師に対する依頼文書等の添付も見られないので、今後は、執行伺決裁上に謝礼金額の積算根拠を明らかにするとともに、講師招聘の経緯が明確になるよう、依頼文等を添付されたい。また、今後においては、より透明性を図る観点から、謝礼金として一括して支出するのではなく、高松市職員旅費支給条例を適用し、旅費と謝礼金を分離して支出することについても検討されたい。

（2）措置された内容（措置通知日 平成22年3月24日）

報償費に関する事務のうち、謝礼金の積算根拠については、市民代表者に高松市職員旅費支給条例に基づき積算した旅費相当額に謝礼を加えた額を、太田市職員には旅費相当額を謝礼金として支給した。

また、派遣依頼文がないことについては、別途電子決裁で処理していたが、執行伺決裁にて依頼および支出をまとめて事務処理することに改めた。

次に、旅費と謝金を分けて支出する方法については、平成20年度から、高松市自治基本条例制定委員会の委員に対する依頼および支出を一つの執行伺決裁にまとめ、支出の内訳を旅費と謝金に分けて事務処理することに改めた。

（市民政策部企画課）

2 業務委託契約に係る事務処理について

(1) 意見を付した事項

女木港海浜広場浄化槽保守点検業務委託契約に係る仕様書の業務内容では、浄化槽の保守点検を年4回行うこととしているが、受託者から提出されている浄化槽保守点検票には、年6回実施した旨記載されており、仕様書の内容と業務実態が異なっていた。このことは、委託金額の妥当性に疑義が生じかねないので、今後は、仕様書に保守点検の回数とともに実施月を併記するなど、業務内容の明確化を図られたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年4月7日）

女木港海浜広場浄化槽保守点検業務委託については、平成22年度から仕様書に保守点検の回数とともに実施月を併記し、業務内容を明確にした。

（都市整備部河港課）